



発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……一
- 土地区画整理事業の施行者の変動………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)………二
- 環境局環境改善部化学物質対策課………二
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等………四
- ……(福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課)……四
- 都道の区域変更………(建設局道路管理部路政課)……七
- 特定漁港漁場整備事業計画の変更………八
- ……(港湾局離島港湾部管理課)……八
- 特定漁港漁場整備事業計画の廃止………(同)……八
- 特定漁港漁場整備事業計画の公表………(同)……八
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請………ハ
- ……(生活文化局都民生活部管理法人課)……ハ
- 東京都日野療護園の運営事業者の公募………ニ
- ……(福祉保健局障害者施策推進部居住支援課)……ニ
- 障害者支援施設の施設整備及び運営事業者の公募

告示

- 東京都大田通勤寮の運営事業者の公募………(同)……二
- 東京都葛飾通勤寮の運営事業者の公募………(同)……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要………三
- ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……三

東京都告示第千四百五十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九條第二項において準用する同法第十六條の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十五年十月十五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 日時 平成二十五年十月二十三日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

被聴聞者

- (一) 商号 株式会社日本環境振興開発公社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 佐々木 明
- (三) 主たる事務 港区赤坂九丁目六番四十二号 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九〇二〇〇号
- (五) 免許年月日 平成二十一年二月二十日

- 一 日時 平成二十五年十月二十三日 午後三時
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

被聴聞者

- (一) 商号 株式会社アドヴァンス
- (二) 代表者氏名 代表取締役 大塚 正人
- (三) 主たる事務 葛飾区東四つ木三丁目二十三番十一号 所の所在地 アドヴァンスビル
- (四) 免許証番号 東京都知事(3)第七八五七五号
- (五) 免許年月日 平成二十二年五月二十六日

- 一 日時 平成二十五年十月二十三日 午後三時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

被聴聞者

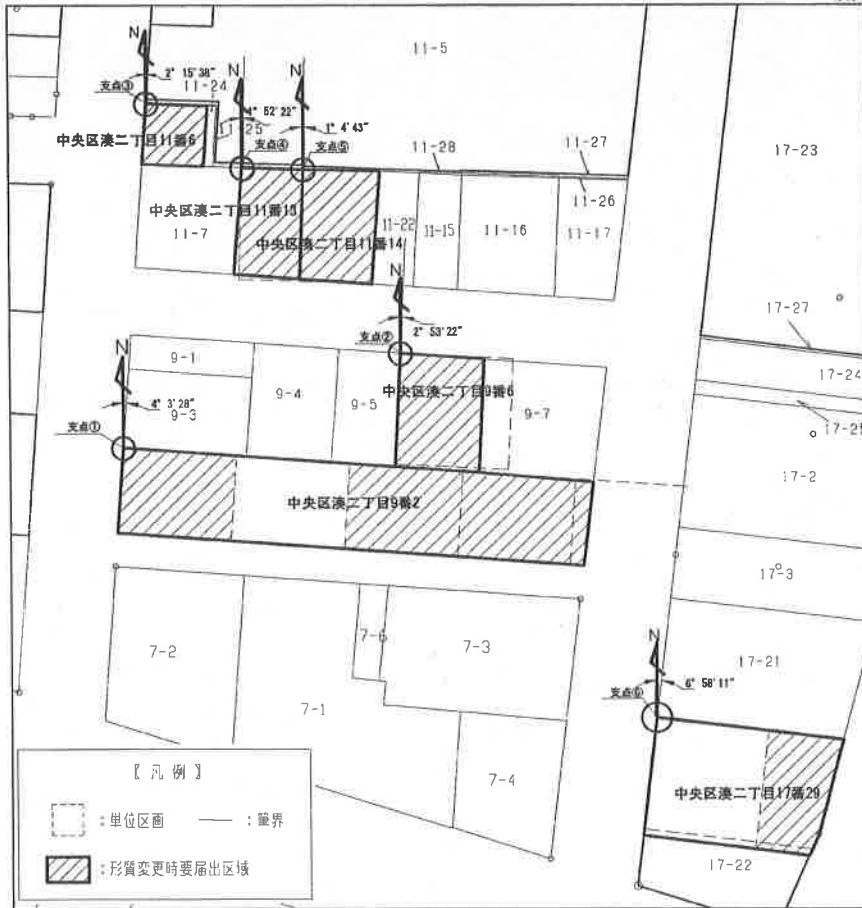
- (一) 商号 輝トータルハウジング株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 作田 雅光
- (三) 主たる事務 江戸川区西小岩五丁目十一番二十四号 所の所在地 ベルヴィータ小岩一〇〇二号室
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八三二四九号
- (五) 免許年月日 平成二十一年六月十八日

- 一 日時 平成二十五年十月二十三日 午後四時
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

被聴聞者

- (一) 商号 株式会社エバーライフサービス
- (二) 代表者氏名 代表取締役 北野 秀忠
- (三) 主たる事務 台東区西浅草二丁目二十番六号 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八三〇五六号
- (五) 免許年月日 平成二十一年四月二十三日

別図



【支點】

- ① 支點①は、中央区湊二丁目9番2の最北端とする。
- ② 支點②は、中央区湊二丁目9番6の最北端とする。
- ③ 支點③は、中央区湊二丁目11番6の最北端とする。
- ④ 支點④は、中央区湊二丁目11番13の最北端とする。
- ⑤ 支點⑤は、中央区湊二丁目11番14の最北端とする。
- ⑥ 支點⑥は、中央区湊二丁目17番29の最北端とする。

【格子の回転角度】

支點①	04度03分28秒
支點②	02度53分22秒
支點③	02度15分38秒
支點④	01度52分22秒
支點⑤	01度04分43秒
支點⑥	06度58分11秒

※格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百五十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十月十五日

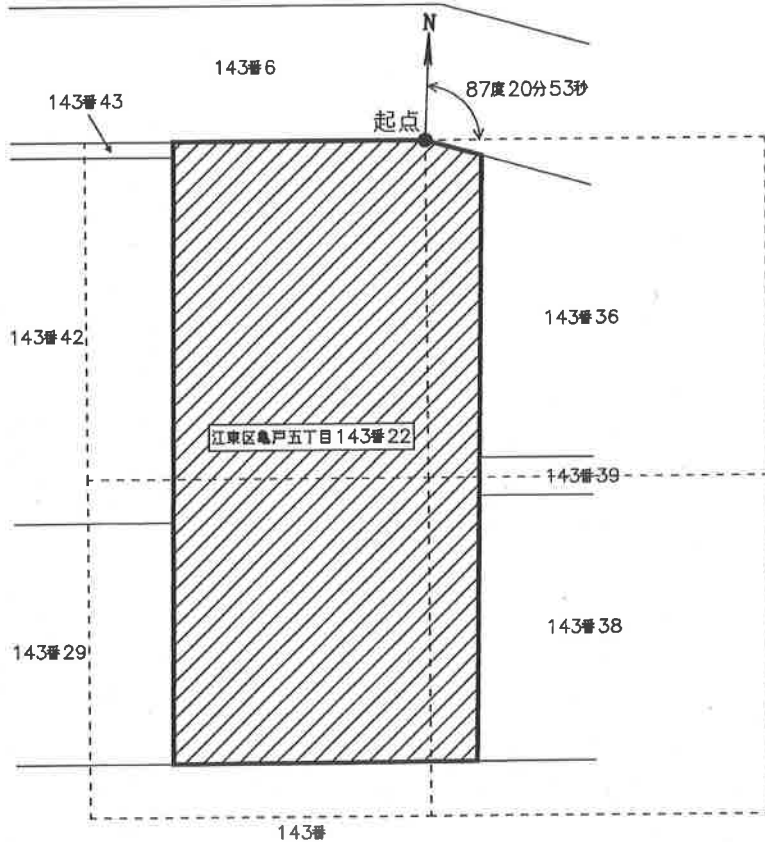
東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区亀戸五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡 例	
	筆境界線
	単位区画境界線
	調査対象地
	形質変更時要届出区域

**【起 点】**  
 起点は、江東区亀戸五丁目143番22の最北端とする。

**【格子の回転角度：87度20分53秒】**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百五十四号  
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき身体に障害のある者の診断を担当する医師として指定した者について、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十九年東京都規則第四百四十八号。以下「規則」という。）第七条第一項及び第八条の規定に基づき、次のとおり指定内容の変更、辞退及び死亡の届出があったので、規則第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月十五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹